

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月31日

【会社名】 株式会社ジーネクスト

【英訳名】 G-NEXT Inc.

【代表者の役職氏名】 権利義務代表取締役 三ヶ尻 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目8番9号

【電話番号】 03-5962-5170(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 村田 実

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目8番9号

【電話番号】 03-5962-5170(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 村田 実

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)  
その他の者に対する割当 200,004,300円  
(第7回新株予約権)  
その他の者に対する割当 33,396,140円  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 433,429,040円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年7月26日付で提出した有価証券届出書について、一部に訂正すべき事項があったことに加え、2024年7月29日付で株主による株主総会招集に係る許可決定が出されたこと、及び、同日付で新株及び新株予約権発行の差止めの仮処分を求める申し立てがなされたことに伴い、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 4 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）

##### (2) 新株予約権の内容等

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

##### (3) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

#### 第4 その他の記載事項

### 第三部 追完情報

#### 2. 事業等のリスクについて

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。なお、訂正前の記載自体に\_\_\_\_\_線が引かれている箇所が存在しますが、本有価証券届出書の訂正届出書における訂正箇所にはのみ\_\_\_\_\_線を引いて示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 4 【新規発行新株予約権証券(第 7 回新株予約権)】

##### (2) 【新株予約権の内容等】

(注) 1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由

(3) 基準日後株主への議決権付与

(訂正前)

(前略)

上記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり、本臨時株主総会における取締役選任の議題について、横治氏より株主総会を受けている状況ではありますが、本第三者割当は、以下に記載する具体的な資本増強ニーズ、資金需要に対応するものです。

- ( ) 上記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり、近時の業績悪化を受け、2025年3月期第1四半期末には債務超過に陥る見込みであるところ、取引先金融機関からは、期限前弁済の要求を含め当社の信用不安に起因する具体的なアクションが執られ始めており、また、サービスの提供先である事業会社からも持続的なサービス提供及び個人情報を始めとする機密情報の十分な管理体制について懸念が示され始めており、資本増強の緊急の必要性があること
- ( ) 持続的な成長の観点からは、主力プロダクトである「Discoveriez」における品質改善、安定化がプラットフォーム基盤としての収益化、顧客満足度向上に繋ると共に、AI関連プロダクトを顧客に対して、アップセル・クロスセルすることが更なる収益化や顧客満足度向上に資すると考えており、そのための「Discoveriez」における品質改善・AIプロダクトへの投資を継続・拡大する必要があること
- ( ) 当社の従業員数が2022年9月の42名をピークに、2024年7月現在、26名まで減少しているという状況の中で、安定した営業、導入、サポート、開発体制を構築するために中核人材、若手人材の採用が急務であり、また従業員定着に向けた全社的なナレッジの蓄積・構築も必要であり、人材採用・組織再整備のための投資が緊要であること
- ( ) 当社の現預金は第1四半期末日(2024年6月30日)時点で273百万円である一方で、金融機関からの借入残高が160百万円あり、今後与信の収縮が起こる可能性が否定できない中で(実際に、株式会社三井住友銀行との間において2021年9月30日付で50百万円の特種当座借越契約を締結しましたが、当社の業績等を踏まえ利用停止となり、2024年6月30日にこれまでに引き出した5百万円を一括返済することとなりました。)、かかる事態に備えてできる限り運転資金を確保する必要があること

また、割当予定先を念頭に置いた資本提携は、横治氏が代表取締役を務めていた2023年8月から検討を開始し、その後、慎重に協議を重ねてきたものであること、また、現在、権利義務取締役の地位にある者全員は、本臨時株主総会における取締役の選任に係る議題について、会社提案の取締役候補者に含まれない予定であることから明確なように、本第三者割当は、当社の現在の経営陣が自己の地位を維持する目的などの不当な目的を達成するための手段ではなく、会社法第210条第2号に定める「著しく不公正な方法により行われる場合」に該当するものではないことは明らかです。

(訂正後)

(前略)

上記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり、本臨時株主総会における取締役選任の議題について、横治氏より株主総会を受けている状況ではありますが、本第三者割当は、以下に記載する具体的な資本増強ニーズ、資金需要に対応するものです。

- ( ) 上記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり、近時の業績悪化を受け、2025年3月期第1四半期末には債務超過に陥る見込みであるところ、取引先金融機関からは、期限前弁済の要求を含め当社の信用不安に起因する具体的なアクションが執られ始めており、また、サービスの提供先である事業会社からも持続的なサービス提供及び個人情報を始めとする機密情報の十分な管理体制について懸念が示され始めており、資本増強の緊急の必要性があること
- ( ) 持続的な成長の観点からは、主力プロダクトである「Discoveriez」における品質改善、安定化がプラットフォーム基盤としての収益化、顧客満足度向上に繋ると共に、AI関連プロダクトを顧客に対して、アップセル・クロスセルすることが更なる収益化や顧客満足度向上に資すると考えており、そのための「Discoveriez」における品質改善・AIプロダクトへの投資を継続・拡大する必要があること
- ( ) 当社の従業員数が2022年9月の42名をピークに、2024年7月現在、26名まで減少しているという状況の中で、安定した営業、導入、サポート、開発体制を構築するために中核人材、若手人材の採用が急務であり、また従業員定着に向けた全社的なナレッジの蓄積・構築も必要であり、人材採用・組織再整備のための投資が緊要であること
- ( ) 当社の現預金は第1四半期末日(2024年6月30日)時点で273百万円である一方で、金融機関からの借入残高が160百万円あり、今後与信の収縮が起こる可能性が否定できない中で(実際に、株式会社三井住友銀行との間において2021年9月30日付で50百万円の特種当座借越契約を締結しましたが、当社の業績等を踏まえ利用停止となり、2024年6月30日にこれまでに引き出した5百万円を一括返済することとなりました。)、かかる事態に備えてできる限り運転資金を確保する必要があること

また、割当予定先を念頭に置いた資本提携は、横治氏が代表取締役を務めていた2023年8月から検討を開始し、その後、慎重に協議を重ねてきたものであること、また、現在、権利義務取締役の地位にある者全員は、本臨時株主総会における取締役の選任に係る議題について、会社提案の取締役候補者に含まれない予定であることから明確なように、本第三者割当は、当社の現在の経営陣が自己の地位を維持する目的などの不当な目的を達成するための手段ではなく、会社法第210条第2号及び第247条第2号に定める「著しく不公正な方法により行われる場合」に該当するものではないことは明らかです。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

##### (3) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

(訂正前)

(前略)

そこで、当社は、当社、割当予定先、当社が次回開催する株主総会に関し株主提案を行っている当社の前代表取締役であり筆頭株主である横治氏との間に特段の取引関係がなく、当社の経営者を含むこれらの者から一定程度独立した者として、大原法律事務所（所在地：東京都千代田区麹町一丁目6番2 麹町一丁目ビル3階）の石川浩司氏（弁護士）、公認会計士山田和弘事務所（所在地：東京都港区高輪4丁目21番24-303号）の山田和弘氏（公認会計士）及び渡辺尚武氏（当社社外取締役）を選任し、かかる3名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対して、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問しました。また、当社は、2024年6月28日に開催された第23期定時株主総会が取締役選任議案を含め全議案の採決に至らず流会となり、2024年9月13日に本臨時株主総会を控えている状況下において、権利義務取締役としての地位を有する者で構成される取締役会にて本第三者割当を含む本資本提携を実施することの是非（緊急性の有無）についても本特別委員会に意見を求めています。更に、本臨時株主総会の議決権の基準日（2024年8月1日）後に本株式を取得する割当予定先に対して、会社法第124条第4項に基づき、本臨時株主総会における議決権（本株式の分に限りません。）を付与することの是非、更には、本第三者割当の会社法第210条第2号に定める「著しく不公正な方法により行われる場合」への該当性についても、本特別委員会に諮問しました。当社としては、上記の株主総会の経緯、現在の取締役会が権利義務取締役の地位にある者により構成されていることを含めた当社が置かれた特殊な状況を踏まえると、東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条に定める第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手という意味合いを超えて、本第三者割当を含む本資本提携の実施の適否について、株主共同の利益の観点からの公正、公平な判断を可及的に担保することを目的として、本特別委員会に諮問しており、当社の取締役会としては、当該諮問に当たって、本特別委員会の意見の内容にかかわらず、その意見に従って結論を下すことを決定しておりました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

そこで、当社は、当社、割当予定先、当社が次回開催する株主総会に関し株主提案を行っている当社の前代表取締役であり筆頭株主である横治氏との間に特段の取引関係がなく、当社の経営者を含むこれらの者から一定程度独立した者として、大原法律事務所（所在地：東京都千代田区麹町一丁目6番2 麹町一丁目ビル3階）の石川浩司氏（弁護士）、公認会計士山田和弘事務所（所在地：東京都港区高輪4丁目21番24-303号）の山田和弘氏（公認会計士）及び渡辺尚武氏（当社社外取締役）を選任し、かかる3名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対して、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問しました。また、当社は、2024年6月28日に開催された第23期定時株主総会が取締役選任議案を含め全議案の採決に至らず流会となり、2024年9月13日に本臨時株主総会を控えている状況下において、権利義務取締役としての地位を有する者で構成される取締役会にて本第三者割当を含む本資本提携を実施することの是非（緊急性の有無）についても本特別委員会に意見を求めています。更に、本臨時株主総会の議決権の基準日（2024年8月1日）後に本株式を取得する割当予定先に対して、会社法第124条第4項に基づき、本臨時株主総会における議決権（本株式の分に限りません。）を付与することの是非、更には、本第三者割当の会社法第210条第2号及び第247条第2号に定める「著しく不公正な方法により行われる場合」への該当性についても、本特別委員会に諮問しました。当社としては、上記の株主総会の経緯、現在の取締役会が権利義務取締役の地位にある者により構成されていることを含めた当社が置かれた特殊な状況を踏まえると、東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条に定める第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手という意味合いを超えて、本第三者割当を含む本資本提携の実施の適否について、株主共同の利益の観点からの公正、公平な判断を可及的に担保することを目的として、本特別委員会に諮問しており、当社の取締役会としては、当該諮問に当たって、本特別委員会の意見の内容にかかわらず、その意見に従って結論を下すことを決定しておりました。

(後略)

## 第4 【その他の記載事項】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

（株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分申立てについて）

本第三者割当について、横治氏から、2024年7月29日付で、新株及び新株予約権発行の差止め仮処分申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされたことを当社は確認いたしました。

### 1. 本申立てをした株主の概要

(1)	名称	横治 祐介
(2)	所在地	東京都江東区
(3)	所有株式数	1,489,600株(持株比率：35.344%) 2024年3月31日時点

### 2. 本申立ての概要

(1) 本申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

2024年7月26日開催の取締役会において決議した第三者割当による株式766,300株及び第7回新株予約権12,013個(目的となる株式の総数：1,201,300株)の発行を仮に差し止めること。

(3) 本申立ての理由

当社が受け取った2024年7月29日付「新株及び新株予約権発行差止め仮処分命令申立書」によれば、本第三者割当は、現経営陣による支配権の維持を主要な目的としており、会社法第210条第2号及び会社法第247条第2号に定める「著しく不正な方法により行われる場合」に該当するとして、本申立てを行ったとのことであり、

### 3. 今後の見通し

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由 (3) 基準日後株主への議決権付与」に記載のとおり、本第三者割当は、債務超過解消のための資本増強ニーズや収益力強化のための「Discoveriez」における品質改善・AIプロダクトへの投資の継続・拡大、人材採用・組織再整備のための投資及び運転資金確保という資金需要に対応するものです。これらの資本・資金のニーズは、2025年3月期第1四半期末(2024年6月30日)時点で5,700万円程度の債務超過に陥る見込みであること、当社の財務状態に懸念を抱いている金融機関から与信収縮の動きが見られ、また、当社サービスの提供先であるクライアントからもサービス提供の持続可能性について懸念が示されていることからして、非常に緊急性の高いものであります。また、本第三者割当の割当予定先を念頭に置いた資本提携は、横治氏が代表取締役を務めていた2023年8月から検討を開始し、その後、慎重に協議を重ねてきたものであること、現在、権利義務取締役の地位にある者全員は、本臨時株主総会における取締役の選任に係る議題について、会社提案の取締役候補者に含まれない予定であることから明確なように、本第三者割当は、当社の現在の経営陣が経営権を維持する目的などの不当な目的を達成するための手段ではなく、会社法第210条第2号及び第247条第2号に定める「著しく不正な方法により行われる場合」に該当するものではないことは明らかであります。

以上のとおり、当社といたしましては、本申立てが認められる理由はないと考えており、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性・適法性を主張・立証し対処してまいります。

## 第三部 【追完情報】

### 2. 事業等のリスクについて

(訂正前)

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第23期、2024年6月26日提出)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年7月26日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加の箇所については、下線を引いております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2024年7月26日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

(中略)

#### (18) 現在の経営陣が権利義務取締役であることについて

当社は、2024年6月28日に開催された第23期定時株主総会において、監査等委員会設置会社になるための定款変更、当該定時株主総会の終結時をもって退任となる取締役全員に代わる取締役の選任を含む議案について決議する予定でしたが、当社の前代表取締役であり、筆頭株主である横治祐介氏より、議長不信任の手続的動議、取締役選任の議題に関する修正動議が提出されました。議長としては、予定の時間内に採決に至るべく努力しましたが、質疑応答に想定以上の時間を要することになり、議長は、当該定時株主総会の継続会を開催することを議場に諮りましたが、賛成の決議が成立せず、結果として、全ての議案について採決に至らないまま、当該定時株主総会は流会となりました。

かかる事態を受け、現在、当社では、当該定時株主総会の終結時をもって退任する予定であった取締役の地位にあった者3名が、会社法第346条第1項に基づき、いわゆる権利義務取締役として事業運営に当たっています。通常取締役役に比べ不安定な地位にあり、当社の事業上の課題に対して、適時かつ適切に対応することができない可能性があります。

当社としては、このような状況を解消するべく、2024年9月13日に臨時株主総会を開催する予定です。

(訂正後)

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第23期、2024年6月26日提出)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年7月31日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加の箇所については、下線を引いております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年7月31日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

(中略)

#### (18) 現在の経営陣が権利義務取締役であることについて

当社は、2024年6月28日に開催された第23期定時株主総会において、監査等委員会設置会社になるための定款変更、当該定時株主総会の終結時をもって退任となる取締役全員に代わる取締役の選任を含む議案について決議する予定でしたが、当社の前代表取締役であり、筆頭株主である横治祐介氏より、議長不信任の手続的動議、取締役選任の議題に関する修正動議が提出されました。議長としては、予定の時間内に採決に至るべく努力しましたが、質疑応答に想定以上の時間を要することになり、議長は、当該定時株主総会の継続会を開催することを議場に諮りましたが、賛成の決議が成立せず、結果として、全ての議案について採決に至らないまま、当該定時株主総会は流会となりました。

かかる事態を受け、現在、当社では、当該定時株主総会の終結時をもって退任する予定であった取締役の地位にあった者3名が、会社法第346条第1項に基づき、いわゆる権利義務取締役として事業運営に当たっています。通常の実務取締役と比べ不安定な地位にあり、当社の事業上の課題に対して、適時かつ適切に対応することができない可能性があります。

当社としては、このような状況を解消するべく、2024年9月13日に臨時株主総会を開催する予定です。なお、当社株主である横治祐介氏より東京地方裁判所に対して株主総会招集許可の申立てがなされていましたが、2024年7月29日付で同裁判所から、横治祐介氏に対し、取締役4名選任の件及び監査役3名選任の件を目的事項とし、2024年9月11日までの日を会日とする当社の株主総会を招集することを許可する旨の決定が出されました。そして、2024年7月31日付の日本経済新聞に掲載されている横治祐介氏名義の「臨時株主総会招集のための基準日公告」によりますと、横治祐介氏の招集に基づき2024年9月に開催する予定の当社臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年8月15日（木）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とするとのことです。当該公告には、仮に当該基準日後に増資が行われたとしても、上記の臨時株主総会の議決権について、基準日後株主に対する議決権付与を行わない旨も併せて記載されています。

当社としては、上記の許可決定の後においても、2024年9月13日に当社招集の臨時株主総会を開催する予定であることに変わりはありません。

#### (19) 株主による新株及び新株予約権発行の差止め仮処分申立てについて

当社は、2024年7月26日に開催の実務取締役会において、第三者割当による株式及び第7回新株予約権の発行を決議しましたが、これに対して、当社株主である横治祐介氏より、新株及び新株予約権発行の差止め仮処分申立てが2024年7月29日付でなされました。当社としては、当該申立てが認められる理由はないと考えており、申立ての却下を求めて対応する方針ですが、当該申立てを認める決定が出され、これが払込期日までに取り消されない場合には、上記の株式及び第7回新株予約権の発行は中止されます。中止となった場合には、当社の債務超過状態は解消されず、また現在想定している時期及び金額での資金調達並びに「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途への資金充当ができず、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。